

所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

平成29年度から所得割の軽減割合が「5割」から「2割」に変更されました。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が7割軽減となります。(49,809円14,942円)

なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

平成29年度から被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減割合が「9割」から「7割」に変更されました。

被用者保険とは、協会けんぽなどの主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

保険料を納めることが困難な場合

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課国保・医療グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方は、保険料の減免が受けられる場合があります。



3 保険料の支払い方法

保険料の支払いは、「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望する方は、住民課国保・医療グループへ問合せください。口座振替の申込みには、本人の保険証・支払いする口座の預金通帳と届け印が必要です。

「年金からの支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

税申告の際の社会保険料控除は、お支払いする方に適用されます。(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)

ジェネリック医薬品をご存じですか？

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。

ジェネリック医薬品の処方を希望する方は、医師や薬剤師に伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

「希望カード」が必要な方は住民課国保・医療グループまで問合せください。

効き目・安全性

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

希望する場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

価格

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より安く、中には5割以上安くなるものもあります。

病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。

具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。

同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。

休日や夜間に救急医療機関を受診しようとするときは、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。